

## 阪神水道企業団契約後 V E 方式実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、阪神水道企業団が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）について、請負人からの施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更に関する提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後 V E 方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 対象とする工事は、発注予定工事の中から民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待される工事のうち、工事所管課長が必要と認めたものとする。

### (提案を求める範囲)

第3条 V E 提案を求める範囲は、設計図書において定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号の提案については、原則として V E 提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 工事請負契約約款第16条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
- (3) 入札時に競争入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

### (提案の提出期間等)

第4条 V E 提案の提出を受け付ける期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の施工に着手する35日前までとし、それ以前に15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

### (提案の審査・採否等)

第5条 V E 提案の審査及び評定を行うために、V E 提案審査委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

- 2 委員会は、必要に応じアドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。
- 3 委員会は、提出された V E 提案が、施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計

図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、採否の判断が明らかであるV E提案については、委員会での審査を行わずに、当該工事所管部長がV E提案の採否を決定することができるものとする。

(提案の採否の通知)

第6条 V E提案の採否については、原則として、V E提案の受領後30日以内に書面により通知するものとする。ただし、請負人の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2 前項の通知のうち、V E提案を採用しなかったものについては、その理由を付すものとする。

(V E提案を採用した場合の設計変更等)

第7条 V E提案を採用した場合において、その内容に応じて設計図書の変更を行わなければならないものとする。

- 2 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。

- 3 V E提案を採用した後、工事請負契約約款第16条の条件変更が生じた場合、V E管理費については、原則として、変更しないものとする。

(提案の評定)

第8条 V E提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、別に定める評定要領に基づき、評定を行うものとする。

(提案内容の活用と保護)

第9条 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、請負人の同意を得ずかつ無償で他の工事においても活用を図るものとする。この場合においては、工業所有権等の排他的権利を有する提案について、当該権利の保護に留意するものとする。

(責任の所在)

第10条 V E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った請負人の責任が否定されるものではない旨を特記仕様書等に記載するものとする。

(特記仕様書に明示する事項)

第11条 V E提案を求める場合において、特記仕様書に次の事項を加えるものとする。

- (1) 契約後V E方式の対象工事であること。
- (2) 第3条、第4条、第6条、第7条、第9条及び前条に関すること。
- (3) V E提案を提出する際の様式

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。